

議案第103号

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定管理者の指定等) 第3条 [略]	(指定管理者の指定等) 第3条 [略]
<u>(指定管理者となることができない法人等)</u> 第3条の2 <u>さいたま市議会の議員又はその配偶者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じるべき者、支配人又は清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任している法人その他の団体は、指定管理者になることができない。</u>	
2 <u>本市の市長若しくは副市長又はそれらの配偶者が無限責任社員等に就任している法人その他の団体（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人その他の団体を除く。次項において同じ。）は、指定管理者になることができない。</u>	
3 <u>本市の地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員若しくは委員若しくは地方公営企業の管理者（以下「委員等」という。）</u>	

）又は委員等の配偶者が無限責任社員等に就任している法人その他の団体は、指定管理者になることができない。ただし、管理することとなる公の施設の業務が当該委員等の職務に関するものでないときは、この限りでない。

（教育委員会所管の施設への適用）

第8条 この条例を教育委員会が所管する施設に適用する場合には、第2条、第3条、第4条から第6条第1項まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

（教育委員会所管の施設への適用）

第8条 この条例を教育委員会が所管する施設に適用する場合には、第2条から第6条第1項まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けている法人その他の団体については、当該指定を受けている期間に限り、この条例による改正後のさいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の2の規定は、適用しない。